

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ **新設** ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 電気事業法の改正に伴い実施される送配電部門の中立性の一層の確保に係る組織再編により、租税特別措置法上の準備金について承継会社への移転を行う必要性が生じるほか、現在一般電気事業者内の部門間で行われている取引が会社間の取引となる。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>① 租税特別措置法上の準備金に係る引継規定が措置された場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第57条の3、第57条の4、第68条の53及び第68条の54との自動連動。）</p> <p>② 一般送配電事業者の課税標準から、使用済燃料再処理等既発電費として発電事業者に対し支払うべき金額に相当する収入金額を控除する。</p>		
関係条文	<p>・ 地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項3号</p> <p>・ 地方税法第72条の24の2第1項、地方税法施行令第22条</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ▲373（－） [平年度] ▲373（－）</p> <p>[改正増減収額] －</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>1. <u>電気の安定供給の確保</u> 東日本大震災以降、多様な電源の活用が不可避な中で、需要家の選択による需要抑制、広域的な電力融通を促進し、需給ひっ迫への備えを強化する。</p> <p>2. <u>電気料金の最大限抑制</u> 競争の促進や全国大で安い電源から順に使うこと（メリットオーダー）の実現、需要家の選択による需要抑制を通じた発電投資の適正化により、電気料金を最大限抑制する。</p> <p>3. <u>需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大</u> 需要家の電力選択のニーズに多様な選択肢で応える。また、他業種・他地域からの参入、新技術を用いた発電や需要抑制策等の活用を通じてイノベーションを誘発する。</p> <p>（2）施策の必要性 電力システムに関する改革方針（平成25年4月2日閣議決定）及び改正電気事業法（第1弾）附則の改革プログラムに基づき、電気事業法の改正に伴う送配電部門の中立性の一層の確保を円滑に実施するため、組織再編に伴う税務上の負担を回避することが必要。</p>		
本要望に対応する縮減案	－		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス</p> <p><背景となる閣議決定・法律案等> ○電力システムに関する改革方針（平成25年4月2日閣議決定） ○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 二. テーマ2②「広域系統運用の拡大、小売及び発電の全面自由化、送配電部門の中立性の一層の確保を3つの柱として、60年ぶりの抜本改革となる電力システム改革を進める。」 ○電気事業法の一部を改正する法律【第1弾】（平成25年11月13日成立） ○新・総合特別事業計画（平成25年12月27日原子力損害賠償支援機構・東京電力株式会社、平成26年1月15日認定） ○エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定） 第3章第6節1. 電力システム改革の断行 ○電気事業法等の一部を改正する法律【第2弾】（平成26年6月11日成立） ○「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 一. 5-3. 環境・エネルギー制約の克服 ②電力システム改革の断行</p>
	政策の達成目標	送配電部門の中立性の一層の確保
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	①国税に連動 ②平成31年度まで
	同上の期間中の達成目標	送配電部門の中立性の一層の確保に係る組織再編の円滑な実施
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	現在の一般電気事業者等
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	送配電部門の中立性の一層の確保に係る組織再編による税務上の負担を回避することにより、電力システム改革を円滑に実行することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	国の政策として進められた過去の企業組織再編の事例を見ても、税務上の負担を生じさせないよう措置が講じられている。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—